

1 第213回国会概観

1 会期及び活動等の概要

（召集・会期）

第213回国会（常会）は、令和6年(2024年)1月26日に召集され、同日、参議院議場において開会式が行われた。会期は、6月23日までの150日間であった。

（院の構成）

参議院では、召集日当日の本会議で議席の指定が行われた後、議院運営委員長の辞任、5 常任委員長の選挙（内閣、外交防衛、財政金融、予算、議院運営）、7 特別委員会（災害対策、ODA 沖縄北方、倫理選挙、拉致問題、地方デジタル、消費者問題、震災復興）の設置等が行われた。4月12日、本会議において、尾辻議長が発議により、政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会は政治改革に関する特別委員会と改められた。

衆議院では、召集日当日の本会議で、常任委員長の辞任及び選挙、8 特別委員会（災害対策、倫理選挙、沖縄北方、拉致問題、消費者問題、震災復興、原子力、地域・こども・デジタル）の設置等が行われた。4月11日、本会議において、額賀議長が発議により、政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会は政治改革に関する特別委員会と改められた。

（政府4演説）

1月30日、衆参両院の本会議で、岸田内閣総理大臣の施政方針演説、上川外務大臣の外交演説、鈴木財務大臣の財政演説及び新藤国務大臣の経済演説のいわゆる政府4演説が行われ、これに対する質疑（代表質問）が、衆議院で1月31日及び2月1日、参議院で2月1日及び2日にそれぞれ行われた。

（令和6年度総予算）

令和6年度総予算は、1月26日、衆議院に提出された。

同総予算は、衆議院では、3月2日に予算委員会及び本会議でそれぞれ可決され、参議院に送付された。

参議院では、3月4日から予算委員会において質疑が行われ、3月28日に同総予算を可決すべきものと決定した。

同日の本会議においても、同総予算は可決され、成立した（衆参での審査の概要は、後述2（1）参照）。

（内閣不信任決議案）

6月20日、衆議院において岸田内閣不信任決議案が提出され、同日の衆議院本会議において否決された。

2 予算・決算

(1) 令和6年度総予算

令和6年度総予算3案は、1月26日、衆議院に提出され、2月2日に衆参の予算委員会において、それぞれ趣旨説明を聴取した。

衆議院では、2月5日から質疑を行った。3月2日に質疑を終局した後、維教、共産及び国民がそれぞれ提出した編成替動議（3件）の趣旨弁明を聴取し、総予算3案及び動議3件に対する討論を行い、採決の結果、動議3件をそれぞれ否決し、総予算3案を原案どおり可決すべきものと決定した。

3月2日の本会議において、討論を行い、採決の結果、総予算3案は可決され、参議院に送付された。

参議院では、3月4日及び5日に基本的質疑（岸田内閣総理大臣以下全大臣出席）を行い、その後、一般質疑（岸田内閣総理大臣、財務大臣及び関係大臣出席）を3月6日に、一般質疑（財務大臣及び関係大臣出席）を3月7日、11日、19日及び26日に行った。

このほか、集中審議（岸田内閣総理大臣、財務大臣及び関係大臣出席）を、3月8日（政治資金問題等を含む内外の諸課題）、13日（外交・安全保障等を含む内外の諸課題）、15日（農業・地方等を含む内外の諸課題）、18日（こども政策・社会保障等を含む内外の諸課題）、25日（岸田内閣の基本姿勢）及び27日（内外の諸課題）に行った。

また、3月12日に公聴会を行ったほか、3月21日及び22日には各委員会における委嘱審査を行った。

3月28日には、締めくくり質疑（岸田内閣総理大臣以下全大臣出席）を行った。質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、総予算3案を原案どおり可決すべきものと決定した。

3月28日の本会議において、討論を行い、採決の結果、総予算3案は可決され、成立した。

(2) 令和4年度決算

令和4年度決算外2件は、第212回国会の令和5年11月20日に提出された後、参議院では、第212回国会の令和5年12月11日に本会議で概要の報告及び質疑を行い、同日の決算委員会概要説明を聴取した。その後、今国会の令和6年4月1日には、岸田内閣総理大臣以下全大臣出席の下、全般質疑を行った。

以降、決算委員会では、4月8日から5月20日まで6回にわたり省庁別審査を、5月27日に准総括質疑を行い、6月10日には締めくくり総括質疑を行った。同日に質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、令和4年度決算は是認すべきものと、4項目について内閣に警告すべきものと議決した。次いで令和4年度決算審査を踏まえた措置要求決議を行った。また、令和4年度国有財産関係2件は、いずれも是認すべきものと決定した。

6月12日の本会議において、討論を行い、採決の結果、令和4年度決算は委員長報告のとおり是認することとし、内閣に対し警告することに決した。また、令和4年度国有財産関係2件はいずれも委員長報告のとおり是認することに決した。

なお、4月1日の決算委員会では、令和3年度決算に関する本院の議決等について政府の講じた措置及び最高裁判所の講じた措置の説明を聴取した。

令和4年度予備費関係6件は、5月27日の決算委員会で概要説明を聴取した後、令和4年度決算外2件と一括して質疑を行い、同日に質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、いずれも承諾を与えるべきものと議決した。

5月29日の本会議において、令和4年度予備費関係6件はいずれも承諾することに決した。

3 法律案・条約・決議等

（審議の概況）

内閣提出法律案は、今国会提出62件のうち、61件が成立した（成立率98.4%）。常会としては、令和3年（2021年）以降4年連続で成立率が95%を超えた。

参議院議員提出法律案は、今国会提出13件であったが、成立した法律案はなかった。

衆議院議員提出法律案は、今国会提出32件、継続95件のうち、8件が成立した（成立率6.3%）。

条約は、今国会提出11件の全てが承認された。

承認案件は、今国会提出1件が承認された。

決議案は、今国会提出3件のうち、1件が可決された。

（1）令和6年度歳入関連法案

「所得税法等の一部を改正する法律案」（閣法第1号）は2月2日に、「地方税法等の一部を改正する法律案」（閣法第2号）及び「地方交付税法等の一部を改正する法律案」（閣法第3号）は2月6日に、それぞれ衆議院に提出された。

衆議院では、閣法第1号について、2月13日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された財務金融委員会で、2月16日に趣旨説明を聴取し、2月20日から質疑を行った。3月2日に質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、同法律案を可決すべきものと決定した。

また、閣法第2号及び同第3号については、2月15日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、両法律案が付託された総務委員会で、同日に趣旨説明を聴取し、2月20日から質疑を行った。3月2日に質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、両法律案をいずれも可決すべきものと決定した。

3月2日の本会議において、閣法第2号及び同第3号はいずれも可決され、次いで、閣法第1号が可決され、上記3法律案は参議院に送付された。

参議院では、閣法第1号について、3月8日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を

行った。その後、同法律案が付託された財政金融委員会で、3月12日に趣旨説明を聴取し、3月21日から質疑を行った。3月22日に質疑を終局した後、3月28日に討論を行い、採決の結果、同法律案を可決すべきものと決定した。

また、閣法第2号及び同第3号については、3月13日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、両法律案が付託された総務委員会で、3月19日に趣旨説明を聴取し、同日から質疑を行った。3月22日に質疑を終局した後、3月28日に討論を行い、採決の結果、両法律案をいずれも可決すべきものと決定した。

3月28日の本会議において、閣法第2号及び同第3号はいずれも可決され、次いで、閣法第1号が可決され、上記3法律案は成立した。

（２）流通業務総合効率化法等改正案

物資の流通の効率化を図るため、基本理念及び国の責務並びに貨物自動車運送役務の持続可能な提供の確保に資する運転者の運送及び荷役等の効率化に関し講ずべき措置等を定めるとともに、貨物自動車運送事業における下請構造に対応するため、一般貨物自動車運送事業者が他の一般貨物自動車運送事業者の行う運送を利用する場合の措置等を定めるほか、貨物軽自動車運送事業の安全対策を強化するため、貨物軽自動車運送事業者に対し貨物軽自動車安全管理者の選任を義務付ける等の措置を講じる「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律案」（閣法第19号）が、2月13日、衆議院に提出された。

衆議院では、3月21日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された国土交通委員会で、3月27日に趣旨説明を聴取し、4月3日から質疑を行った。4月10日に質疑を終局した後、共産提出の修正案について趣旨説明を聴取し、原案及び修正案について採決の結果、修正案を否決し、原案どおり可決すべきものと決定した。

4月11日の本会議において、同法律案は可決され、参議院に送付された。

参議院では、同法律案が付託された国土交通委員会で、4月18日に趣旨説明を聴取し、4月23日から質疑を行った。4月25日に質疑を終局した後、共産提出の修正案について趣旨説明を聴取し、原案及び修正案について採決の結果、修正案を否決し、原案どおり可決すべきものと決定した。

4月26日の本会議において、同法律案は可決され、成立した。

（３）子ども・子育て支援法等改正案

子ども・子育て支援に関する施策を抜本的に強化するため、妊婦及び児童の保護者等に対する新たな給付の創設、児童手当の支給期間の延長、支給額の増加及び所得要件の撤廃等の措置を講ずるとともに、これらの措置に必要な費用に充てるための子ども・子育て支援納付金及び子ども・子育て支援特例公債について定める「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律案」（閣法第22号）が、2月16日、衆議院に提出された。

衆議院では、4月2日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に関する特別委員会で、同日に趣旨説明を聴取し、4月3日から質疑を行った。4月11日には地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に関する特別委員会厚生労働委員会連合審査会において質疑を行った。4月16日に質疑を終局した後、4月18日に立憲提出の修正案及び維教提出の修正案について趣旨説明を聴取し、原案及び両修正案について討論を行い、採決の結果、両修正案を否決し、原案どおり可決すべきものと決定した。

4月19日の本会議において、同法律案は討論の後、可決され、参議院に送付された。

参議院では、5月17日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された内閣委員会で、5月21日に趣旨説明を聴取し、同日から質疑を行った。5月28日には内閣委員会、厚生労働委員会連合審査会において質疑を行った。6月4日に質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、同法律案を可決すべきものと決定した。

6月5日の本会議において、同法律案は討論の後、可決され、成立した。

(4) グローバル戦闘航空プログラム政府間機関（G I G O）設立条約

政府は、次期戦闘機の開発に係るグローバル戦闘航空プログラム（G C A P）の管理等を日本国、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国及びイタリア共和国のために行うことを目的とする国際機関を設立するため、令和5年12月14日に東京で、グローバル戦闘航空プログラム（G C A P）政府間機関の設立に関する条約に署名した。同条約を締結するため「グローバル戦闘航空プログラム（G C A P）政府間機関の設立に関する条約の締結について承認を求めるの件」（閣条第1号）が、2月20日、衆議院に提出された。

衆議院では、4月25日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同件が付託された外務委員会で、5月8日に趣旨説明を聴取し、5月10日に質疑を行った。同日に質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、同件を承認すべきものと決定した。

5月14日の本会議において、同件は承認され、参議院に送付された。

参議院では、5月29日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同件が付託された外交防衛委員会で、5月30日に趣旨説明を聴取し、同日から質疑を行った。6月4日に質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、同件を承認すべきものと決定した。

6月5日の本会議において、同件は承認され、国会の承認を得た。

(5) 重要経済安保情報保護活用法案、経済安保推進法改正案

国際情勢の複雑化、社会経済構造の変化等に伴い、経済活動に関して行われる国家及び国民の安全を害する行為を未然に防止する重要性が増大している中で、重要経済基盤に関する情報であって我が国の安全保障を確保するために特に秘匿することが必要であるものについて、これを適確に保護する体制を確立した上で収集し、整理し、及

び活用することが重要であることに鑑み、当該情報の保護及び活用に関し、重要経済安保情報の指定、我が国の安全保障の確保に資する活動を行う事業者への重要経済安保情報の提供、重要経済安保情報の取扱者の制限その他の必要な事項を定める「重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律案」（閣法第24号）、経済活動に関して行われる国家及び国民の安全を害する行為が多様化し、安全保障を取り巻く環境が変化していることを踏まえ、特定社会基盤役務の安定的な提供を確保するため、特定社会基盤事業として定めることができる事業に一般港湾運送事業を追加する「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律の一部を改正する法律案」（閣法第25号）が、2月27日、それぞれ衆議院に提出された。

衆議院では、3月19日の本会議で両法律案について、趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、両法律案が付託された内閣委員会で、3月22日に趣旨説明を聴取し、同日から質疑を行った。4月2日には内閣委員会経済産業委員会連合審査会において質疑を行った。4月5日に質疑を終局した後、閣法第24号に対する自民、立憲、維教、公明、国民及び有志の6派共同提出の修正案及び国民提出の修正案について趣旨説明を聴取し、両法律案及び両修正案について、討論を行い、採決の結果、閣法第24号について、国民提出の修正案を否決した後、上記6派共同提出の修正案を可決し、同法律案を修正議決すべきものと決定した。次に閣法第25号を可決すべきものと決定した。

4月9日の本会議において、両法律案は討論の後、閣法第24号は修正議決、閣法第25号は可決され、参議院に送付された。

参議院では、4月17日の本会議で両法律案について、趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、両法律案が付託された内閣委員会で、4月18日に趣旨説明及び衆議院における修正部分の説明を聴取し、同日から質疑を行った。4月25日には内閣委員会、経済産業委員会連合審査会において質疑を行った。5月9日に質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、両法律案をいずれも可決すべきものと決定した。

5月10日の本会議において、両法律案は討論の後、いずれも可決され、成立した。

（6）食料・農業・農村基本法改正案

近年における世界の食料需給の変動、地球温暖化の進行、我が国における人口の減少その他の食料、農業及び農村をめぐる諸情勢の変化に対応し、食料安全保障の確保、環境と調和のとれた食料システムの確立、農業の持続的な発展のための生産性の向上、農村における地域社会の維持等を図るため、基本理念を見直すとともに、関連する基本的施策等を定める「食料・農業・農村基本法の一部を改正する法律案」（閣法第26号）が、2月27日、衆議院に提出された。

衆議院では、3月26日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された農林水産委員会で、同日に趣旨説明を聴取し、同日から質疑を行った。4月15日には地方公聴会を行った。4月18日に、立憲及び有志の2派共同提出の修正案について趣旨説明を聴取し、原案及び修正案について質疑を行った。同日に質疑を

終局した後、自民、維教及び公明の３派共同提出の修正案、共産提出の修正案及び国民提出の修正案について趣旨説明を聴取し、原案及び各修正案について、討論を行い、採決の結果、国民提出の修正案、共産提出の修正案並びに立憲及び有志の２派共同提出の修正案を否決した後、自民、維教及び公明の３派共同提出の修正案を可決し、同法律案を修正議決すべきものと決定した。

４月１９日の本会議において、同法律案は討論の後、修正議決され、参議院に送付された。

参議院では、４月２６日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された農林水産委員会で、５月７日に趣旨説明及び衆議院における修正部分の説明を聴取し、５月９日から質疑を行った。５月２１日には地方公聴会を行った。５月２８日に、立憲及び民主の２派共同提出の修正案について趣旨説明を聴取し、原案及び修正案について質疑を行った。同日に質疑を終局した後、原案及び修正案について、討論を行い、採決の結果、修正案を否決し、原案どおり可決すべきものと決定した。

５月２９日の本会議において、同法律案は討論の後、可決され、成立した。

（７）地方自治法改正案

地方公共団体の運営の合理化及び適正化並びに持続可能な地域社会の形成を図るとともに、大規模な災害、感染症のまん延その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する国民の安全に重大な影響を及ぼす事態における国と地方公共団体との関係を明確化するため、地方制度調査会の答申にのっとり、公金の収納事務のデジタル化及び情報システムの適正な利用等のための規定の整備を行うとともに、国民の安全に重大な影響を及ぼす事態における国と地方公共団体との関係等の特例の創設、地域の多様な主体の連携及び協働を推進するための制度の創設等の措置を講じる「地方自治法の一部を改正する法律案」（閣法第３１号）が、３月１日、衆議院に提出された。

衆議院では、５月７日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された総務委員会で、５月９日に趣旨説明を聴取し、５月１４日から質疑を行った。５月２３日に、自民、維教及び公明の３派共同提出の修正案について趣旨説明を聴取し、５月２８日に原案及び修正案について質疑を行った。同日に質疑を終局した後、原案及び修正案について、討論を行い、採決の結果、修正案を可決し、同法律案を修正議決すべきものと決定した。

５月３０日の本会議において、同法律案は討論の後、修正議決され、参議院に送付された。

参議院では、６月５日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された総務委員会で、６月６日に趣旨説明及び衆議院における修正部分の説明を聴取し、同日から質疑を行った。６月１８日に質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、同法律案を可決すべきものと決定した。

６月１９日の本会議において、同法律案は討論の後、可決され、成立した。

（８）民法等改正案

子の権利利益を保護する観点から、子の養育についての父母の責務に関する規定の新設、父母が離婚した場合にその双方を親権者と定めることができるようにする等の親権に関する規定の整備、子の監護に要する費用の支払を確保するための制度の拡充、家事審判等の手続における父又は母と子との交流の試行に関する規定の新設等の措置を講じる「民法等の一部を改正する法律案」（閣法第47号）が、３月８日、衆議院に提出された。

衆議院では、３月14日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された法務委員会で、３月27日に趣旨説明を聴取し、４月２日から質疑を行った。４月12日に、自民、立憲、維教及び公明の４派共同提出の修正案について趣旨説明を聴取し、原案及び修正案について質疑を行った。同日に質疑を終局した後、原案及び修正案について討論を行い、採決の結果、修正案を可決し、同法律案を修正議決すべきものと決定した。

４月16日の本会議において、同法律案は討論の後、修正議決され、参議院に送付された。

参議院では、４月19日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された法務委員会で、４月25日に趣旨説明及び衆議院における修正部分の説明を聴取し、同日から質疑を行った。５月16日に質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、同法律案を可決すべきものと決定した。

５月17日の本会議において、同法律案は討論の後、可決され、成立した。

（９）出入国管理法等改正案、外国人技能実習法等改正案

本邦に適法に在留する外国人の利便性の向上及び行政運営の効率化を図るため、在留カード及び特別永住者証明書と個人番号カードの一体化並びに一体化したカードに係る地方出入国在留管理局又は市町村における手続の一元的处理を可能とするとともに、在留カード及び特別永住者証明書の記載事項等を見直すほか、出入国及び在留の公正な管理に係る電磁的記録の取扱いに関し必要な事項を定める等の措置を講じる「出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律案」（閣法第58号）、近年における技能実習制度及び特定技能制度をめぐる状況に鑑み、特定産業分野のうち、その分野に属する技能を本邦において就労を通じて修得させることが相当である分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を有する人材を育成するとともに、当該分野における人材を確保するため、現行の技能実習に代わる新たな在留資格として育成就労の在留資格を創設し、育成就労計画の認定及び監理支援を行う事業を行おうとする者の許可の制度並びにこれらに関する事務を行う外国人育成就労機構を設けるほか、一号特定技能外国人支援に係る委託の制限、永住許可の要件の明確化等の措置を講じる「出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律案」（閣法第59号）が、３月15日、それぞ

れ衆議院に提出された。

衆議院では、4月16日の本会議で両法律案について、趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、両法律案が付託された法務委員会で、4月23日に趣旨説明を聴取し、4月24日から質疑を行った。5月8日には4月25日に提出された「外国人一般労働者雇用制度の整備の推進に関する法律案」（衆第10号）の趣旨説明を聴取し、同日から閣法第58号、閣法第59号及び衆第10号を一括して議題とし、質疑を行った。5月10日には法務委員会厚生労働委員会連合審査会を行ったほか、5月13日には地方公聴会を行った。

5月17日に質疑を終局した後、閣法第59号に対する自民、立憲、維教及び公明の4派共同提出の修正案について趣旨説明を聴取し、各法律案及び修正案について討論を行い、採決の結果、衆第10号を否決すべきものと決定し、閣法第58号を可決すべきものと決定するとともに、閣法第59号について修正案を可決し、修正議決すべきものと決定した。

5月21日の本会議において、各法律案は討論の後、衆第10号は否決、閣法第58号は可決、閣法第59号は修正議決され、閣法第58号及び閣法第59号は参議院に送付された。

参議院では、5月24日の本会議で両法律案について、趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、両法律案が付託された法務委員会で、5月28日に、趣旨説明及び衆議院における修正部分の説明を聴取し、同日から質疑を行った。6月3日に地方公聴会を行ったほか、6月4日には法務委員会、厚生労働委員会連合審査会を行った。6月13日に質疑を終局した後、閣法第59号に対する維教提出の修正案及び共産提出の修正案について趣旨説明を聴取し、両法律案及び両修正案について、討論を行い、採決の結果、閣法第58号を可決、閣法第59号について両修正案を否決し、原案どおり可決すべきものと決定した。

6月14日の本会議において、両法律案は討論の後、いずれも可決され、成立した。

(10) 児童対象性暴力防止法案

児童対象性暴力等が児童等の権利を著しく侵害し、児童等の心身に生涯にわたって回復し難い重大な影響を与えるものであることに鑑み、児童等に対して教育、保育等の役務を提供する事業を行う立場にある学校設置者等及び民間教育保育等事業者が教員等及び教育保育等従事者による児童対象性暴力等の防止等をする責務を有することを明らかにし、学校設置者等が講ずべき措置並びにこれと同等の措置を実施する体制が確保されている民間教育保育等事業者を認定する仕組み及び当該認定を受けた民間教育保育等事業者が講ずべき措置について定めるとともに、教員等及び教育保育等従事者が特定性犯罪事実該当者に該当するか否かに関する情報を国が学校設置者等及び当該認定を受けた民間教育保育等事業者に対して提供する仕組みを設ける「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律案」（閣法第61号）が、3月19日、衆議院に提出された。

衆議院では、5月9日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律

案が付託された地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に関する特別委員会で、同日に趣旨説明を聴取し、同日から質疑を行った。5月22日に質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、同法律案を可決すべきものと決定した。

5月23日の本会議において、同法律案は可決され、参議院に送付された。

参議院では、6月7日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された内閣委員会で、6月11日に趣旨説明を聴取し、同日から質疑を行った。6月18日に質疑を終局した後、採決の結果、同法律案を可決すべきものと決定した。

6月19日の本会議において、同法律案は可決され、成立した。

(11) 政治資金規正法改正案

「政治資金規正法の一部を改正する法律案」（衆第13号）が5月17日に、「政治資金規正法等の一部を改正する法律案」（衆第14号）及び「政治資金パーティーの開催の禁止に関する法律案」（衆第15号）が5月20日に、「政治資金規正法及び租税特別措置法の一部を改正する法律案」（衆第16号）が5月22日にそれぞれ衆議院に提出された。

衆議院では、各法律案が付託された政治改革に関する特別委員会で、5月22日に、各法律案及び「政治資金規正法及び租税特別措置法の一部を改正する法律案」（第208回国会衆第48号）の趣旨説明を聴取し、5月23日から質疑を行った。6月5日に、衆第16号の撤回を許可し、衆第13号に対する自民提出の修正案について趣旨説明を聴取し、各法律案及び修正案について質疑を行った。同日に質疑を終局した後、各法律案及び修正案について、討論を行い、採決の結果、第208回国会衆第48号、衆第15号及び衆第14号をそれぞれ否決すべきものと決定した後、衆第13号について修正案を可決し、同法律案を修正議決すべきものと決定した。

6月6日の本会議において、各法律案は討論の後、第208回国会衆第48号、衆第15号及び衆第14号はそれぞれ否決された後、衆第13号は修正議決され、参議院に提出された。

参議院では、同法律案が付託された政治改革に関する特別委員会で、6月7日に、衆第13号、1月26日に提出された「政治資金規正法の一部を改正する法律案」（参第1号）、「政党助成法を廃止する法律案」（参第2号）及び6月5日に提出された「政治資金規正法等の一部を改正する法律案」（参第11号）を一括して議題とし、衆第13号の趣旨説明及び衆議院における修正部分の説明を聴取するとともに、参第1号、参第2号及び参第11号の趣旨説明を聴取し、6月10日から質疑を行った。6月18日に衆第13号について質疑を終局した後、同法律案に対する維教提出の修正案について趣旨説明を聴取し、原案及び修正案について、討論を行い、採決の結果、修正案を否決し、原案どおり可決すべきものと決定した。

6月19日の本会議において、同法律案は討論の後、可決され、成立した。

(12) 決議案

参議院では、6月14日の本会議において、「ガザ地区における人道状況の改善と速やかな停戦の実現を求める決議案」が可決された。

4 調査会

「外交・安全保障に関する調査会」、「国民生活・経済及び地方に関する調査会」及び「資源エネルギー・持続可能社会に関する調査会」は、いずれも6月5日に2年目における調査を取りまとめた調査報告書（中間報告）を議長に提出し、6月7日の本会議で各調査会長が報告を行った。

5 その他

(1) 参議院改革協議会

協議会は、今国会中、2回開催された。2月27日、今後の進め方について協議を行い、6月14日、「参議院改革協議会選挙制度に関する専門委員会報告書」が6月7日に提出されたことを受け、専門委員長から報告を聴取し、今後の進め方について協議を行った。

参議院改革協議会選挙制度に関する専門委員会は、今国会中、7回開催された。2月27日に参議院選挙に関する最高裁判決について、4月5日に現行選挙制度の課題について（特に合区の現状等について）、4月12日及び19日に参議院選挙制度の在り方について（都道府県選挙区の意義、選挙制度論、各種選挙制度の論点等について）、それぞれ参考人から意見を聴取し、各会派から質疑を行った。5月17日に参議院選挙制度の在り方や具体的な論点・方向性について各会派からの意見表明を行い、5月24日に参議院選挙制度の在り方や具体的な論点・方向性について意見交換を行った後、今後の進め方について協議を行った。6月7日には、令和5年2月8日から令和6年6月7日まで16回にわたり行われた協議を整理した報告書を参議院改革協議会座長に提出することを決定した。

(2) 行政監視

行政監視委員会は、6月3日に行政監視の実施の状況等に関する報告書を議長に提出し、6月5日の本会議で委員長が報告を行った。

また、新たな年間サイクルの起点として、6月21日の本会議で、松本総務大臣から令和5年度政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告を聴取し、質疑を行った。

(3) 国会同意人事案件

今国会に提出された22機関65名の国会同意人事案件は、両議院の同意を得た。

(4) 党首討論

国家基本政策委員会合同審査会（党首討論）が6月19日に開会され、泉健太君（立

憲)、馬場伸幸君(維教)、田村智子君(共産)及び玉木雄一郎君(国民)と岸田内閣総理大臣との間で討議が行われた。

(5) 憲法審査会

審査会は6回開催された。

5月8日は、憲法に対する考え方について、意見の交換を行った。5月15日は、「憲法に対する考え方について(参議院の緊急集会について)」について、参議院法制局及び憲法審査会事務局当局から説明を聴いた後、意見の交換を行った。5月29日は、「憲法に対する考え方について(参議院の緊急集会について)」について、参議院法制局及び政府参考人から説明を聴いた後、意見の交換を行った。6月12日には、「憲法に対する考え方について(国民投票法等について)」について、憲法審査会事務局当局及び参議院法制局から説明を聴いた後、意見の交換を行った。

(6) 情報監視審査会

審査会は4回開催された。

2月8日は、防衛省で特定秘密の不適切な取扱事案が複数確認されたこと等を受け、特定秘密の管理について、政府参考人からの説明聴取及び質疑を行った。また、同日及び2月13日には、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について、政府参考人からの説明聴取及び質疑を行った。2月20日には、公安調査庁(東京都)への委員派遣を実施し、必要に応じて特定秘密の提示を受けながら説明を聴取した。4月16日には、海上自衛隊及び陸上自衛隊における特定秘密漏えい事案の公表に先立ち、特定秘密の管理について、政府参考人からの説明聴取及び質疑を行った後、高市国務大臣及び政府参考人に対し、締めくくり的な質疑を行った。

また、6月12日の審査会において、令和5年5月1日から令和6年5月31日までを対象期間とした審査会の調査及び審査の経過及び結果に関する年次報告書(令和6年6月)を決定し、議長に提出した。その後、6月14日の本会議において、会長が同報告書の概要等について報告を行った。

(7) 政治倫理審査会

審査会は4回開催された。

2月27日、申立委員から説明を聴取し、3月8日、審査申立ての件32件について審査することを決定した。3月14日に、議員世耕弘成君、議員西田昌司君及び議員橋本聖子君からそれぞれ弁明を聴取した後、質疑を行った。5月17日には、審査申立ての件29件について被申立議員の出席を求めることを決定した。

(8) 天皇の退位等に関する皇室典範特例法案に対する附帯決議に基づく政府における検討結果の報告を受けた立法府の対応

今国会において、両議院正副議長は、各政党・各会派が出席する「天皇の退位等に関する皇室典範特例法案に対する附帯決議に基づく政府における検討結果の報告を受けた立法府の対応に関する全体会議」を2回行った後、個別の意見聴取を行った。